

生活保護法違反の「調査書」

大阪8市が送付

議回
府に
原問
宮質

各地の市町村が生活保護申請者の親族に生活保護法違反の「調査書」や「調査書」を送付していたことが日本共産党の小池晃参院議員の国会質問で判明し

ましたが、大阪府内でも8市が同様の文書を送っていたことが18日、府議会決算特別委員会で明らかになりました。

日本共産党の宮原威(たけし)府議に府側が答えたもの。違法文書を送付していたのは箕面(みのお)、四條畷(しじょうなわて)、泉大津、貝塚、泉佐野、泉南、河内長野、柏原(かしわら)の8市。

「保護に当っては、民法に定める扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けることが前提となつています」との記述がある「扶養義務の履行について(照会)」とした通知書を送り、「扶養届」を記入し回答するよう求めていました。

宮原氏が「親族へのこのような文書送付は人権侵害だ。是正されたのか」と質問。府は8市の福祉事務所に是正指導し、近日中に改善すると答え、「親族の扶養義務が要件であるかのように説明するなど申請権を侵害するようないふはしめないよう管内福祉事務所を指導する」とのべました。

小池質問を受けて、厚生労働省は都道府県あて「是正」文書を出

しましたが、府も扶養の文書の削除・修正を求め、文書を各福祉事務所に示しています。